

受託業者を特定するための評価基準

業務名 : 近鉄御所駅西側複合施設整備事業PFIアドバイザー等業務

●配置予定技術者（企業）の経験及び能力等

評価項目	評価の着目点		技術点				
	判断基準		管理技術者枠	照査技術者	担当技術者枠	小計	合計
配置予定技術者（企業）の経験及び能力※3	資格要件	技術者資格を次のとおり評価する。 ①技術士（総合技術監理部門（建設）「都市及び地方計画」） かつ 1級建築士 ①技術士（建設部門「都市及び地方計画」） かつ 1級建築士 ②技術士（総合技術監理部門（建設）「都市及び地方計画」） ②技術士（建設部門「都市及び地方計画」） ③1級建築士 ※管理技術者と担当技術者は複数人置くことができる。その場合、①は1人が両方の資格を有していなくても、それぞれの枠として、各資格を持つ者が1人以上いれば、該当するものとする。なお、複数人が該当しても、各枠の点数の上限は右記の通りとする。 ※管理技術者もしくは担当技術者のいずれか1人以上は1級建築士の資格を必須とする。	①1	①2	①2	5	20
	専門技術力	平成30年4月1日以降、本業務における公告日までに完了した同種業務又は類似業務の実績を次のとおり評価する。（照査技術者としての実績は評価しない。） 同種業務：(A)庁舎（合同庁舎含む）におけるPFIアドバイザー業務（注1） (B)庁舎（合同庁舎含む）新設に係る設計業務（注1） 類似業務：(A)公共施設におけるPFIアドバイザー業務（注1） (B)庁舎（合同庁舎含む）新設に係る基本計画策定業務（注1） ①同種業務(A)の実績がある ②同種業務(B)の実績がある ③類似業務(A)の実績がある ④類似業務(B)の実績がある ⑤上記①②③④以外 ※各枠について、同種・類似の業務実績により加算することとする。（例：同種業務(A)かつ(B)の実績がある場合 ①+②=6点）ただし、複数の実績がある場合や複数人実績がある場合でも、枠としての上限は6点とする。 ※各実績が2回以上ある場合は、点数を2倍にする。ただし、枠としての点数の上限は6点とする。 ※管理技術者はアドバイザー業務の実績を必須とする。	①3 ②3 ③1.5 ④1.5 ⑤-	/	①3 ②3 ③1.5 ④1.5 ⑤0	12	
	情報収集力	平成30年4月1日以降、本業務における公告日までに完了した国又は地方公共団体発注の下記業務実績の有無について、次のとおり評価する。（照査技術者としての実績は評価しない。） ①高田土木事務所管内における業務実績あり ②上記①以外の奈良県内における業務実績あり ③上記①②以外	①2 ②1 ③0		①1 ②0.5 ③0	3	
手持ち業務量（注2）	公告日時点における契約額1,000万円以上の手持ち業務量について、次のとおり評価する。（照査技術者として従事するものは含めない。） ①各人の手持ち業務の契約総額1億円未満、かつ各人の手持ち業務の件数が5件未満 ②各人の手持ち業務の契約総額1億円以上2億円未満、かつ各人の手持ち業務の件数が5件未満 ③上記①②以外	①3 ②1.5 ③0	/		①2 ②1 ③0	5	

注1 国又は地方公共団体が発注した業務に限る。

注2 「配置予定技術者（企業）の経験及び能力」、「手持ち業務量」の状況等を明確に判断できる資料が添付されていない場合は、加点しない。

●業務の実施方針

評価項目	評価の着目点		技術点		
	判断基準		評価点	小計	合計
実施方針・工程表・その他	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	※※	6	20
	実施手順	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。		8	
	その他	業務内容に適した実施体制となっている場合に優位に評価する。		6	

●評価テーマ

評価項目	評価の着目点		技術点		
	判断基準		評価点	小計	合計
評価テーマに関する技術提案	評価テーマ1 ①市場調査 ②予約契約支援 ③実施計画	①民間事業者の参画にあたっての市場調査についての着眼点が具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。	※※	10	34
		②商業施設事業者との契約締結支援について、円滑な契約のための着眼点および表現手法が具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。		10	
		③複合庁舎の機能や設備等を検討するための実施計画をまとめるにあたって、DXやワンストップ窓口の観点を含めた着眼点および効果的な手法が具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。		14	
	評価テーマ2 ①PFIでの事業化を行うにあたっての着眼点及び検討手法が具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。	18		18	

評価項目	評価の着目点		技術点		
	評価項目	評価基準	評価点	小計	合計
価格	業務コストの妥当性 業務量の目安として示した限度額を超えている場合、又は、見積項目が不足している場合は特定しない。 なお、評価点は、下記の式により算出する 評価点 = (最低価格 / 提案価格) × 3点			3	3

合計					100
----	--	--	--	--	-----

※※の評価値は、審査員による5段階評価（100%・75%・50%・25%・0%）を行い、その平均点により算出する。  
技術点は、小数第3位を切り捨てし小数第2位まで算出する。